金銭信託運用収益	2,139,323,651	14,615,172,541	—	—	—	16,754,496,192
投資資産運用収益	30,964,001	842,797,229	—	—	—	873,761,230
農地等割賦利息収入	—	—	—	1,427,110	—	1,427,110
貸付金利息収入	—	—	14,734,435	11,828,377	△ 14,734,435	11,828,377
補助金等収益	1,000,892,004	—	113,951,228,000	—	—	114,952,120,004
特例付加年金助成補助金	1,000,892,004	—	—	—	—	1,000,892,004
年金給付費等負担金	—	—	113,951,228,000	—	—	113,951,228,000
資産見返運営費交付金戻入	26,072,400	57,531,152	56,358,479	1,575,036	—	141,537,067
資産見返補助金等戻入	—	—	56,210	39,166	—	95,376
雑益	2,953,214	8,735,063	69,359,935	348	—	81,048,560
経常収益合計	3,762,681,806	31,219,014,026	115,586,220,615	57,248,619	△ 14,734,435	150,610,430,631
経常利益（経常損失（△））	17,489,200	9,982,570	377,491,154	△ 1,504,566	—	403,458,358
臨時損失	729,707	2,014,307	2,297,384	1,554	—	5,042,952
固定資産除却損	729,707	2,014,307	2,297,384	1,554	—	5,042,952
臨時利益	—	—	—	1,220,541	—	1,220,541
貸倒引当金戻入益	—	—	—	1,220,541	—	1,220,541
当期純利益（当期純損失（△））	16,759,493	7,968,263	375,193,770	△ 285,579	—	399,635,947
当期総利益（当期総損失（△））	16,759,493	7,968,263	375,193,770	△ 285,579	—	399,635,947

※調整とは勘定間取引の額であり、合計額はその額を相殺した額である。

利益の処分及び損失の処理に関する明細

（単位：円）

	特例付加年金勘定	農業者老齢年金等勘定	旧 年 金 勘 定	農地売買貸借等勘定	合　　計
Ⅰ　当期未処分利益（当期未処理損失（△））	4,813,696	7,968,263	375,193,770	△ 6,395,752	381,579,977
当期総利益（当期総損失（△））	16,759,493	7,968,263	375,193,770	△ 285,579	399,635,947
前期繰越欠損金	△ 11,945,797	—	—	△ 6,110,173	△ 18,055,970
Ⅱ　利益処分額（損失処理額（△））	4,813,696	7,968,263	375,193,770	△ 6,395,752	381,579,977
積立金	4,813,696	7,968,263	375,193,770	—	387,975,729
前中期目標期間繰越積立金取崩額	—	—	—	△ 6,395,752	△ 6,395,752
Ⅲ　次期繰越欠損金	—	—	—	—	—

重要な会計方針及び注記事項

（重要な会計方針）

1　運営費交付金収益の計上基準

費用進行基準を採用しております。

これは、中期計画及びこれを具体化する年度計画等において、業務の実施と運営費交付金との対応関係が示されていないため、業務達成基準又は期間進行基準を採用することが困難であり、費用進行基準を採用する必要があるためです。

2　減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～18年
工具器具備品	2～15年

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいて計上しております。

3　退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

当基金が加入する厚生年金基金の代行部分について、平成26年9月1日付けで厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けました。

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

厚生年金基金から支給される年金給付については、運営費交付金により厚生年金基金への掛金及び年金基金積立不足額に関して財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。